

平成26年7月7日

確認メモ

警察庁交通局交通規制課
課長補佐 関 直樹

国土交通省道路局道路交通管理課
課長補佐 北潤 弘康

平成26年4月7日付け警察庁交通局交通規制課長、国土交通省道路局道路交通管理課長了解事項については、下記のとおりとすることを確認する。

記

公安委員会が道路交通法に基づく交通管理の目的のために行う情報提供及び道路管理者が道路法に基づく道路管理の目的のために行う情報提供に関して、これまで両省庁間で確認してきた事項に変更はないものとする。